

VI 学校保健関係

1 保健室利用規程並びに感染症の取り扱いについて

I 保健室利用について

- 1 学校内で傷病者が発生した場合は、ホームルーム担任又は教科担任に連絡をとり、保健室で処置を受ける。
- 2 保健室利用の際は、『保健室来室カード』に傷病の状況を記入し、養護教諭の指示を受ける。
- 3 保健室での休養は、原則として1時間を限度とする。但し、校時内の休養は、届出欠課扱いとなる。
- 4 傷病等で受診が必要な場合は、養護教諭が状況判断のうえ、ホームルーム担任（ホームルーム担任不在時は副担任）と連絡をとり、ホームルーム担任は、保護者へ連絡をとり早退させる。
- 5 外科的処置については、原則として学校管理下で負傷したものだけとし、継続的な処置は行わない。
- 6 傷病等により、保健室を利用した生徒について、担任、教科担任、保護者への連絡は『保健室連絡票』、『家庭連絡票』に必要事項を記入し行うが、場合によっては、電話連絡を図る。連絡票を受けた担任又は、教科担任は、出席簿に必要事項を記入する。
- 7 保健室で内服薬の投与は原則として行わない。
- 8 保健室の備品（測定器具、その他の備品）、救急薬品の持ち出し使用は、原則として禁止する。

II 養護教諭不在時の保健室利用について

- 1 養護教諭不在時は、原則として保健室を閉める。但しやむを得ない理由で保健室を利用する場合は、管理者の許可を得て職員で開け、使用後は責任を持って閉める。
- 2 授業を受けることが困難な生徒がでた場合、担任（担任不在時は副担任）が保護者へ連絡し早退させる。但し保健室で休養させる場合は、必ず職員が責任をもって付き添い、生徒だけで休養させない。
- 3 救急薬品の必要な場合は、職員室の救急箱を利用する。その際利用者は、使用記録簿に記入する。
- 4 保健室を利用した場合や、不在時に発生した傷病については、対応した職員は後日養護教諭へ連絡する。

III 学校における感染症の取り扱いについて

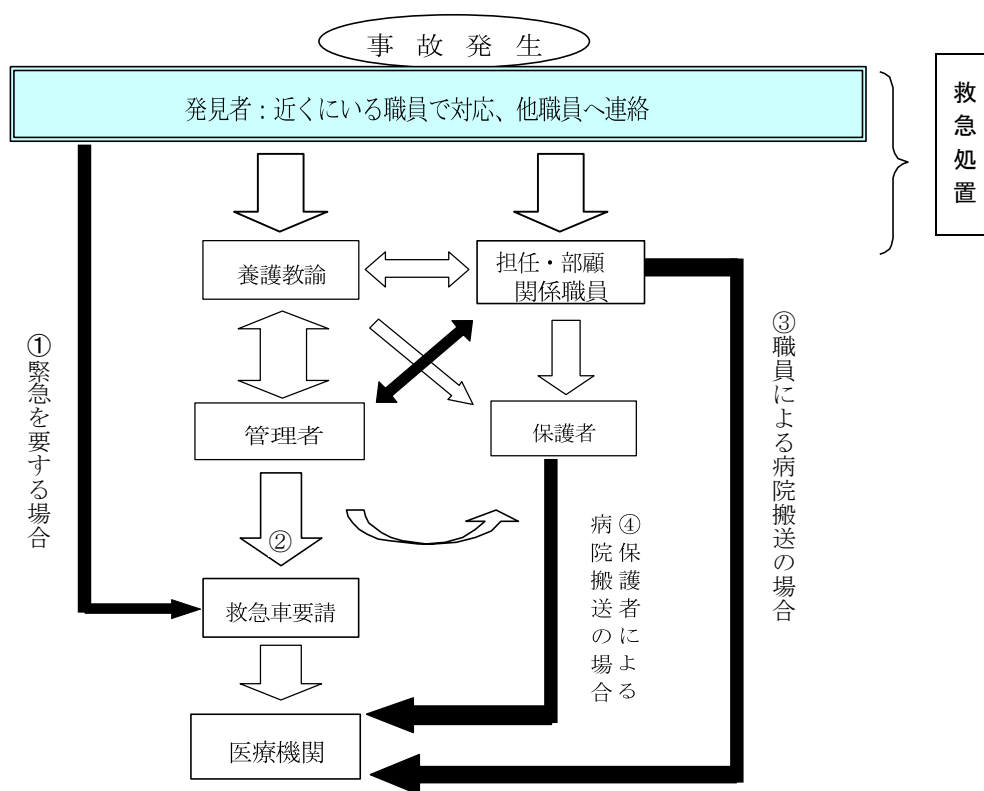
感染症の蔓延を防止するため学校保健安全法第19条の規定により学校長は、出席停止の措置をとる。指示された時は、速やかに医師の診察を受け診断書を提出する。感染症と診断された場合は、原則として保護者が来校し診断書を提出するものとする。

2 救急事故等発生に関する規程

校内における救急事故発生に際し、早急に適切な処置が行われることを目的とし下記のとおり緊急連絡体制を置く。

- 1 傷病者が発生したときは、その場に居合わせた者は速やかに適切な処置を行うとともに養護教諭又は最寄りにいる職員に連絡する。
- 2 養護教諭及び連絡を受けた職員は、冷静かつ沈着に傷病者を観察し、緊急に医療機関に送る必要があるか否かを判断する。
 - (1) 緊急を要する場合は救急車を要請し、医療機関及び保護者へ連絡するとともに、必要な付き添い人を手配する。
 - (2) 緊急を要しないが医師の診療を必要とする場合、養護教諭及びホームルーム担任は保護者と連絡をとり、保護者の付き添いで医療機関に行かせることを原則とする。
保護者と連絡がつかない場合は原則としてホームルーム担任（不在時は副担任）が搬送にあたる。

3 緊急連絡体制図



緊急度 高① ←→ ④低

- ① 緊急を要する場合 : 事故発見者が直ちに救急車要請
- ② 救急車要請が必要な場合 : 職員が救急処置を行い、管理者が救急車要請
- ③ 職員による病院搬送の場合 : 保護者の許可を得て職員が病院へ搬送
- ④ 保護者による病院搬送の場合 : 職員の救急処置後保護者が病院に搬送

- * 救急処置を行った職員は、傷病者の側から離れず傷病者の観察にあたり、救急隊員や医療機関に傷病者の状態を報告する。
- * 職員が搬送する場合は、管理者が職員へ搬送を指示する。
- * 養護教諭不在の場合は、上記図の養護教諭を省いた体制で動く。
- * 救急車要請した場合は、救急車両誘導係を決め、誘導にあたる。

(役割分担)

管 理 者	情報の把握と職員の指示及び関係機関への連絡・報告。保護者への対応。
養 護 教 諭	傷病者の応急処置にあたり、傷病時の状況を把握。病院搬送の場合は、必要に応じて付き添う。傷病の経過を管理者に報告。
担任及び教職員	家庭への連絡。救急処置の補助にあたり、またその他の生徒の掌握と指導。 事後は家庭訪問、電話などで状況把握。 事故発生報告書を管理者へ提出。

(事後措置)

- 全職員で事故の原因除去と事故防止に努め、生徒への安全指導の徹底を図る。
- 日本スポーツ振興センターへの災害共済給付の手続きを行う。

3 名護商工高等学校学校保健委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、名護商工高等学校学校保健委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を名護商工高等学校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、学校保健・学校安全に関し必要な事項を協議し、生徒並びに職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 学校保健・安全計画の立案、実施及び評価に関すること。
- (2) 健康診断の実施及び事後措置・健康相談等に関すること。
- (3) 疾病の予防対策に関すること。
- (4) 学校環境衛生に関すること。
- (5) 安全管理・指導に関すること。
- (6) その他、必要と認められること。

(構 成)

第4条 本会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教職員：校長、教頭、事務長、保健主事、養護教諭、教務代表、環境美化部代表、生徒指導部代表、教育相談部、各学年代表
- (2) 保護者代表：PTA会長、PTA副会長
- (3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- (4) 生徒代表：必要に応じて生徒会役員代表、保健委員長
- (5) その他、必要と認められた者

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 幹事 1名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員の選任及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、学校長をもってあてる。
- (2) 副委員長は、教頭及びP T A会長をもってあてる。
- (3) 幹事は、保健主事をもってあてる。
- (4) 役員の任期は1年とする。

(役員の仕事)

第7条

- (1) 委員長は、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 幹事は、会議の運営及び会務を処理する。

(会議)

第8条 会議は、年3回を原則とし、必要に応じて随時開催することができる。